

外消費税を0にする政策提言

地方公共団体のみな様

社会の課題を解決するソーシャルデザインに関心をもつグループは、<http://www.selfdecl.jp/> の「もくじ」に「二重課税との決別」というのを追加しました。

二重課税の由来である消費税特別措置法は 3.3.31 に失効します。

政府が一丸となって取り組んできた消費税価格転嫁対策をどのように終息させ、「総額表示」の義務をどのように解除して本来の「価格の表示」に戻すのか、その手順を国民に明らかにし、現政権の責任で「けじめ」をつけるしかないでしょう。

なお、このメッセージは電子政府の総合窓口（受付年月日:2019/11/7 受付ID:0001697503）に送信しています。

地方公共団体は消費税価格転嫁政策に賛同して水道料金などに代表される公共料金に係る外消費税を日本国憲法第30条の条規に反して住民から収奪し、また、調達や入札に係る支払いに係る外消費税を取引事業者を支払うのは同条の条規に反する^{そそのかし}唆し行為であり、地方自治法第2条第16・17項に照らしても無効な行為です。

これら条規に反する唆し行為は「総額表示義務」に起因するもので、「本来の表示価格」で決済する様に関連の条例や契約の条文を自ら改めるだけでなく、地方公共団体は刑事訴訟法第239条第2項の告発義務により民間事業者に「本来の表示価格方式」への転換を啓発して唆し行為を止めるよう強く促さなければなりません。

具体的には関係省庁の地方局を通じて全国津々浦々の事業者「本来の表示価格方式」（課税標準価格＝課税標準×1.10）への転換を促し、関係省庁が行っている外消費税詐取に係る唆し行為の告発をチラつかせて「課税標準価格表示事業者」の公表を迫るのです。

（参考：[電気・ガス事業者](#) 石油販売事業者 医療器材・医薬品販売業者、・・・など）

3.3.31の期日に向けて円滑に二重課税と決別して財政規律の回復や地方主権の回復、地域の活性化、を目指してコペルミクスの政策を推進して頂きたく、併せてこの旨が国民的議論になるようプレスリリースして頂きたくよろしくお願い申し上げます。

11月17日

ソーシャルデザイン機構NPOセルフデクル ([電子公告](#))

(<http://www.selfdecl.jp/notice1.html>)